

憲法改悪に向けた「国民投票法」採決・成立に強く抗議する！

4月13日の衆議院での強行採決に続き、5月14日参議院本会議で憲法改正手続きを定める国民投票法案が賛成多数で採決された。私たちはこの国民投票法成立に強く抗議する。

この国民投票法は、「戦後レジームからの脱却」を掲げる安倍政権による憲法改悪に向けた一連のスケジュールの重要な部分を占めている。日米軍事同盟の再編強化のもとで、「武力攻撃事態法」や「国民保護法」など有事法制の整備、教育基本法改悪などが押し進められ、最近も憲法上否定されてきた「集团的自衛権」の合憲化にむけての検討を進めることが明らかにされた。安倍首相は「在任中に憲法改正を実現する」と明言しており、この国民投票法もその一里塚と位置づけられていることは明らかである。

今回成立した与党修正案は、多くの人々から指摘されているように、重大な問題点をかかえている。

最低投票率や絶対賛成率の定めがなく、かつ有効投票総数の過半数の賛成をもって「過半数の賛成」とみなされる。ごく少数の賛成で憲法改正が承認される懸念がある。

公務員・教育者・外国人について国民投票運動を規制している。本来自由であるべき表現の自由への不当な規制である。

メディア規制は削除されたが、公正・公平な報道が確保されるか疑問が残る。野放図な有料広告も問題が残る。

改正案の発議について「内容において関連すること」としており、一括投票の余地を残している。国民の意思が正確に反映されない恐れがある。

「公報」及び「広報」の事務を担う「公報協議会」は国会の各会派の議席数で構成するとされており、少数意見や反対意見が公平に取り扱われない恐れがある。

憲法改正を発議した日から60日以後180日以内の日を投票日としているが、このような短期間では十分な国民議論が保障されない。

その他「18歳以上の有権者」なども含めてこの国民投票法にはさらに多くの議論すべき事項があり、いくら附帯決議を並べても極めて問題が残る。国の最高法規である憲法の改正手続きについては慎重のうえに慎重を期していくべきであり、主権者たる国民の意思が十分に反映されなければならない。にもかかわらず、中央公聴会も行わないなど十分な国民議論を尽くすことをせずに、衆参両院における短期間の審議で一方向的にこのような重要法案を強引に成立させる暴挙を認めることはできない。

私たちは、国民投票法の成立強行に強く抗議するとともに、憲法改悪を進めようとするあらゆる策動を許さない闘いをさらに強化する。

2007年5月14日

全日本鉄道労働組合総連合会（JR総連）